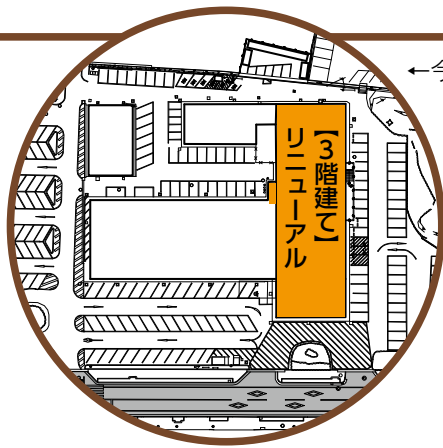


庁舎整備に伴い各種業務の窓口が移動します

広報きくち24月号、ホームページでお知らせしましたとおり、市役所本庁舎などの整備工事に伴い各種業務の窓口が移動しており、5月・6月には下記の課が移動します。移動先と移動完了予定日をご確認ください。電話番号の変更はありません。

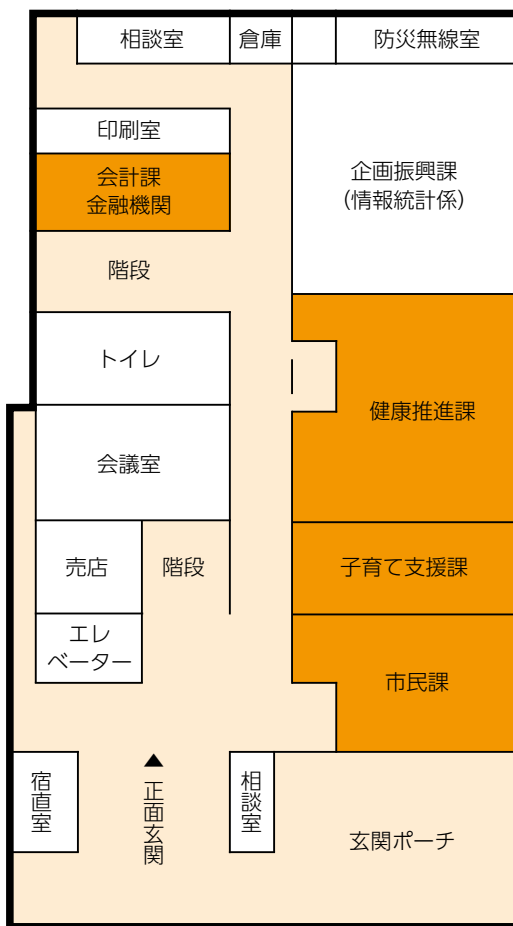
市民の皆さまには平成30年度の整備終了までご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

←今回該当する本庁舎棟平面図

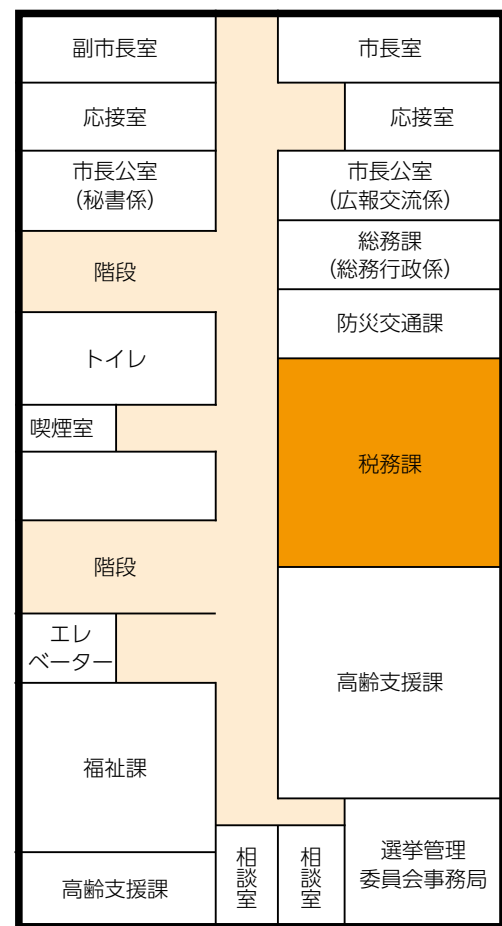


… 5月に移動する課

本庁舎 1 階配置図



本庁舎 2 階配置図



問い合わせ先 庁舎整備課 ☎0968(25)7202

総務課職員係 ☎0968(25)7204

5月・6月に移動する各課局の移動先と移動完了予定日

※電話番号の変更はありません。(市外局番 0968)

	各課局室名	移動 (前)	移動 (後)	移動完了予定日	電話番号
1	健康推進課	本庁舎 1 階	本庁舎 1 階	5月18日(月)	(25)7218 (25)7219
2	子育て支援課	本庁舎 1 階	本庁舎 1 階	5月18日(月)	(25)7214
3	会計課・金融機関	本庁舎 1 階	本庁舎 1 階	5月18日(月)	(25)7225
4	税務課	本庁舎 1 階	本庁舎 2 階	5月25日(月)	(25)7206 (25)7207 (25)7208
5	市民課	本庁舎 1 階	本庁舎 1 階	6月1日(月)	(25)7211
6	企画振興課 (情報統計係)	本庁舎 1 階	移動なし	—	(25)7249

3つの基礎年金があなたの一生をサポートします

老後に備えます

65歳から一生涯、老齢基礎年金が支給されます。(終身保障)

① 老齢基礎年金

平成27年度年金額 78万100円(満額)
20歳から60歳になるまでの40年間(480月)の全期間保険料を納めた人は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

▼老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低25年(300月)あることが必要です。

▼保険料を免除された期間の年金額は減額となりますが、保険料の未納期間は年金額の対象期間になりません。

▼会社員や公務員(厚生年金や共済組合に加入)だった人には、老齢厚生年金や退職共済年金が上乗せされて支給されます。

不測の事態に備えます

病気やけがで障がいを負って働けなくなったときには「障害

基礎年金」が、また、万一本人が亡くなったときは残された配偶者や子に「遺族基礎年金」が支給されます。

会社員や公務員であるときの障がいや死亡の場合には、厚生年金や共済年金からも基礎年金に上乗せされて年金が支給されます。

② 障害基礎年金

平成27年度年金額(定額) 1級 97万5100円
2級 78万100円
▼国民年金加入中の病気やけがで障害等級表(1級・2級)による障がいの状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

※子の人数によって加算があります。

③ 遺族基礎年金

平成27年度年金額(配偶者) 100万4600円
▼内訳 基本額 78万100円
子1人の加算 22万4500円
▼国民年金の加入者が亡くなったとき、その人によって生計維持されていた「子のある妻・夫」または「子」に支給されます。

▼子は18歳到達年度の末日まで、障がいがある場合は20歳まで支給されます。
▼夫または妻に支給される場合は、子の人数によって加算があります。

◆ご注意ください

障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障がいや死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、もしくは初診日または死亡した日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

◆届け出が必要です

年金を受給している人が、引越しなどで住所や年金の受取先金融機関を変更するときや、婚姻などで氏名が変わったときには、年金事務所への届け出が必要です。
日本年金機構に住民票コードが登録されている人は、住所変更の届け出は原則不要です。

国民年金の「付加年金」をご存知ですか？

国民年金の定額保険料(月額1万5590円)に加えて付加保険料(400円)を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金は申し込みをした月からの加入となり、さかのぼって加入することはできません。

◆付加年金の年金額

200円×付加年金納付月数
◆付加保険料を納付することができる人は

第1号被保険者(65歳以降の任意加入被保険者を除く)だけが加入し納めることができます。

なお、付加保険料も国民年金保険料と同様に納期限(翌月末)から2年間納めることができます。

※保険料の免除を受けている人や国民年金基金の加入者は、納めることができます。
※農業者年金加入者は、必ず納める必要があります。

日本年金機構からのお知らせ 年金額改定通知書・年金振込通知書を発送します

年金額改定通知書は、4月からの改定後の年金額をお知らせするものです。年金振込通知書は、改定後の年金額で5月以降に年金のお支払いがある人に対し、各支払期の年金支払額などをお知らせするものです。届いたら必ず確認し、保管してください。

